

⑨交通・物流、情報通信

■具体的な施策等

- 郵政事業の基本的サービスの確保
- 復興進捗状況等の正確な情報発信
- 物資調達の効率化
- 災害に備えた交通安全施設等の整備
- 情報通信技術の利活用、情報通信基盤の復興、災害に強い情報通信ネットワークの構築等の推進
- 被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や内外への正確な情報発信の強化
- 災害時にも通信手段の確保を可能とする通信衛星
- 災害を想定したサプライチェーン対策
- 流通システム構築事業
- 生活支援円滑化事業
- 被災地域における公共交通の確保・維持
- 災害に強い物流システムの構築
- 外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティクスの構築

郵政事業の基本的サービスの確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報発信	作成年月
目	(iii)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保するため、平成 22 年 10 月 23 日に郵政改革関連法案(郵政改革法案、日本郵政株式会社法案、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)を国会に提出。平成 24 年 3 月 30 日に撤回。 平成 24 年 3 月 30 日、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正 公一衆議院議員外五名)が国会に提出され、同年 5 月 8 日に成立したことを受け、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(平成 24 年政令第 201 号)により、施行日を同年 10 月 1 日とした。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社が、郵政事業の基本的サービスを利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるよう、郵便局ネットワークを維持することを確保した。		
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」		
予算措置なし。		

復興進捗状況等の正確な情報発信		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv)復興の進捗状況などのインターネットでの公開や…内外に向けた正確な情報発信等を進める。	平成 26 年 4 月
これまでの取り組み		
発災以降、各府省庁と連携し、被災地支援情報や復興進捗状況などの情報発信を実施してきたところ。 【日本語版首相官邸HP等による情報発信】 1. 発災直後に、首相官邸HPに「首相官邸災害対策」ページを開設し、災害情報や被災者支援情報を発信。なお、同コーナーは、平成 26 年 4 月に「被災された皆さまへの支援制度情報等」ページに全面改訂。また、首相官邸HP「東電福島原発事故」ページにおいても、福島原発事故・放射能に関する最新情報を発信。 2. 発災直後に、「首相官邸(災害情報)ツイッター」を開設し、震災関連情報や復興関連情報を発信。なお、同ツイッターは現在、災害関連の政府活動情報を発信しており、平成 26 年 4 月現在のフォロワー数は約 100 万人。 3. 平成 23 年 9 月から、首相官邸HPに「被災地の今」を伝える写真・メッセージを投稿いただく「私の復興便り」ページを開設。これまでに投稿された写真は、約 950 枚。 4. 平成 23 年 10 月から、首相官邸HPに復興関連情報を発信する「復興に向けて」ページを開設。 5. 平成 25 年 9 月から、首相官邸HPに福島第一原発の汚染水問題に係る「汚染水問題への対応」ページを開設。 6. 3 月 11 日の節目に当たっては、首相官邸HP内で総理メッセージや震災からの復興状況を紹介する特集ページを作成。 【英語版及び中国語版首相官邸HP等による情報発信】 1. 発災直後に、英語版首相官邸HPに「首相官邸災害対策」ページを開設し、関連情報を発信。 2. 発災直後に、英語版首相官邸フェイスブック及びツイッターを開設し、関連情報を発信(現在、両アカウントとも通常のコンテンツの発信手段として使用)。 3. 平成 26 年 3 月 11 日、復興庁の情報を基に作成した復興の進捗状況を簡潔にまとめた資料を英語版首相官邸HPで発信。 4. 平成 24 年 2 月、中国語版首相官邸HPを開設し、同HP内に中国語の震災復興ページを設置。 5. 平成 25 年 9 月、英語版首相官邸HP及び中国語版首相官邸HPに福島第一原発の汚染水問題に係る特設ページを設置。関係府省庁の関連ページへのリンクをまとめるとともに、汚染水対策についての英文ファクトシートを作成・更新し、日本にいる		

外国プレス等に対して発信。
【被災地に向けた情報発信】 被災者に直接お渡しする情報発信として、以下のものを実施。なお、これらの実施に当たっては、障害のある方のために、音声コードの掲載や照会先FAX番号の併記に努めたところ。 1. 各府省の震災関連情報をまとめた「壁新聞」を発行(～平成 23 年 7 月)。 2. 復興に係る政府からの最新情報をまとめた「ニュースレター」を発行(～平成 24 年 6 月)。 3. 支援制度情報等をまとめた「生活再建ハンドブック」等を発行(～平成 24 年 5 月)。
当面(今年度中)の取組み
○引き続き、復興庁を始めとする関係府省庁と連携しつつ、首相官邸HPを通じた情報発信を推進。
中・長期的(3 年程度)取組み
○引き続き、復興庁を始めとする関係府省庁と連携しつつ、首相官邸HPを通じた情報発信を推進。 ○上記HPのページビュー数等を検証し、今後の情報発信に反映させる作業を継続的に実施。
期待される効果・達成すべき目標
○期待される効果 国民が、復興庁を始めとする関係府省庁の一次情報に容易にアクセスできることで、復興の進捗状況等を迅速かつ正確に理解し、復興への機運が継続的に醸成される効果が期待される。 ○達成すべき目標 平成 26 年度末までの日本語版首相官邸HPのページビュー(PV)数: 月間 1,500 万 PV
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」
予算措置なし

物資調達の効率化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(へ)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
政府の現地対策本部と官邸や、実際の物資調達等を実施する関係省庁の間における物資調達関係（物資の要請、要請受理、物資調達、物資輸送、物資受理）の効率化、情報共有化に取り組んでいる。 平成 23・24 年度には、東日本大震災における政府の物資調達実績を集計・整理し、物資調達業務に必要な入力情報の分析・物資管理システムの仕組みのあり方の検証を行ったところ。検証結果を踏まえ、平成 25 年度には、緊急災害対策本部等において物資輸送等の業務を支援するためのシステムを構築した。		
当面(今年度中)の取組み		
構築したシステムの訓練及び災害対応時における活用を通して物資調達の効率化を図るとともに、本システムの安定した運用を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
構築したシステムの災害対応時における活用を通して物資調達の効率化を図るとともに、本システムの安定した運用を行う。		
期待される効果・達成すべき目標		
データ管理の効率化・省力化を図るとともに、関係機関内での情報共有の徹底により、被災自治体及び被災者へより迅速かつ的確な支援物資の供給が可能となる。		
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」		
平成 26 年度予算 総合防災情報システムの整備経費(336 百万円)の内数【一般会計】 官民が連携した物資調達の仕組み構築検討経費(10 百万円)【一般会計】		

災害に備えた交通安全施設等の整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii) (リ) 信号機の滅灯防止など災害に備えた交通安全施設等の整備	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
① 信号機電源付加装置の整備等【再掲 5(1)②(ii)】		
② 交通管制システムの高度化 都道府県警察が交通情報を管理するための交通管制システムの高度化を強力に推進した。		
当面(今年度中)の取組み		
① 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)②(ii)】		
② 交通管制システムの高度化(当面の取組段階) 引き続き、交通管制システムの高度化を強力に推進するための検討を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
① 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階)【再掲 5(1)②(ii)】		
② 交通管制システムの高度化(中長期段階) 引き続き交通管制システムの高度化を強力に推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「信号機電源付加装置の整備等」及び「交通管制システムの高度化」について 停電時においても安定的に信号機の機能を維持するとともに、交通情報提供の迅速・適正化を図ることによって、円滑な避難、支援物資の供給等を実現し、もって災害に強い交通・物流網を構築する。 信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		

情報通信技術の利活用、情報通信基盤の復興、災害に強い情報通信ネットワークの構築等の推進

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iii) ※災害に強い情報通信ネットワークの構築については、一部(3)① (iv)の再掲	平成 26 年 4 月

これまでの取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組として、自治体クラウドの活用を推進してきたところ。東日本大震災における住民データの流失事例等を踏まえ、平成 23 年度第 3 次補正予算により、被災地の市町村が自治体クラウドを導入する事業に対し、その整備費用の一部を支援。平成 25 年度には、地方公共団体における自治体クラウド導入の取組を加速させるため、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を策定し、地方公共団体に通知するとともに、公表を行った。
- 広域災害発生時における重要データ退避や業務処理継続を可能とする高信頼かつ大幅に省電力なクラウド間連携基盤の構築に向けた研究開発を実施。平成 24 年度は、長距離間及び 3 つ以上の複数クラウド環境を整備して総合評価実験を実施し、他クラウドへの処理機能の移行や、他のクラウドの処理機能の追加が可能なクラウド間連携技術を確立した。また、複数のデータセンターから構成される大規模なクラウドシステムにおいて、トラヒックの変化に応じて、ネットワーク機器等の稼働数や稼働箇所の適正な制御等を行う省電力化技術を確立した。また、セキュリティ上の課題を残したまま発展しつつあるクラウド環境を安心・安全なものとするための新たな情報セキュリティ対策技術の研究開発を実施した。
- 建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などを IC カードで管理する就労履歴管理システムについて、平成 23 年度は、宮城県石巻市の応急仮設住宅の建設現場で先行的に導入。平成 24 年度は、福島市に対し、除染業務に就労履歴管理システムを導入するための費用の一部を補助。
- ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作ができるロボットの実用化に向け平成 25 年 3 月に技術実証を実施。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 通信ネットワークが被災した地域における通信手段を確保するため、自治体等からの要望を踏まえ、災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話 300 台、MCA*280 台及び簡易無線 1500 台)及び小型固定無線システム 100 対向を被災自治体等に貸与。可搬型衛星通信システム約 180 台を平成 23 年度末までの間配備。

※MCA(Multi-Channel-Access)

- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施。平成 25 年度は、4 市町村において、4 事業を実施。
- 東日本大震災による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、地上アナログ放送の終了が平成 24 年 3 月 31 日までとなったことから、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただけるよう、デジサポ等による受信相談、共聴施設への技術支援等を強化し、予定どおり平成 24 年 3 月 31 日にデジタル放送への移行を完了。
また、デジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を実施するとともに、共聴施設等の復旧を引き続き支援。
- 被災地域のうち、津波による流出等により生活基盤に大きな被害を受けた地域において、復興計画に基づいて、光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成 24 年度は 3 自治体において事業を実施)。また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成 25 年度は 1 自治体において事業を実施)。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生により長時間にわたって電源が途絶した場合における通信を確保するため、総合通信局に移動電源車(小型移動電源車 7 台及び中型移動電源車 3 台)を配備し、東北総合通信局から南三陸町へ小型移動電源車 1 台を貸与。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援。
- 東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成 23 年 4 月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年 12 月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発の課題等を整理。
- 平成 23 年度補正予算(第 3 号)により、「災害時の通信の輻輳を軽減する技術」、「通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術」等の研究開発を実施。通常時の 5 倍以上の携帯電話音声需要にも対応可能となる技術、3 分以内に衛星通信の確立が可能となる小型地球局等の災害に強い情報通信技術を確立した。
- 平成 24 年度当初予算及び平成 24 年度補正予算により、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を実施。
- 研究開発拠点として情報通信研究機構(NICT)耐災害 ICT 研究センターを整備した。

当面(今年度中)の取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの全国展開を推進するため、自治体クラウドの導入に対する地財措置を講じるとともに、自治体の取組の障害となる事柄について調査研究等を実施することにより、自治体クラウドの活用を引き続き推進。なお、平成 23 年度から行っている地財措置については、平成 26～28 年度の 3 年間、対象経費の拡充を行う。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化に向け働きかけを行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等を引き続き貸与する。また、保有する衛星携帯電話等を被災地等に迅速に搬送・貸与できるように、引き続き関係機関との間で搬入訓練を実施する。
- 被災地方公共団体等が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施するとともに、地上放送のデジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を実施する。
また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等の通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援する。
- 地方公共団体等の所有する地域の地域公共ネットワークについて防災目的での多重化を行う取組や、これらに準ずるような公共性の高い民間事業者所有のネットワークについて多重化等を行う取組について支援する。
- 東北地方に整備した耐災害 ICT 研究センターを中心として、災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について、産学官連携の研究開発を推進するとともに、実用化に向けた働きかけを行う。

中・長期的(3 年程度)取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの活用を引き続き推進。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化に向け働きかけを行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

○ 衛星携帯電話、小型固定無線システム等について、無償貸与を希望する自治体等に対し、引き続き貸与する予定。

○ 被災地方公共団体等が実施する情報通信基盤の復旧に対する支援を行うとともに、地上放送のデジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を実施する。

また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等、復興に必要な通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

○ 移動電源車について、地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。

○ 災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。

○ 災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について、研究成果の社会還元を促進する産学官連携の研究開発を推進し、研究成果の実用化に向けた働きかけを行う。

期待される効果・達成すべき目標

(情報通信技術の利活用促進について)

○ 災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用が促進される。

○ 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保、作業員と作業内容のマッチング、退職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者の労働環境の改善を通じ被災地の迅速な復旧、復興を図る。

○ 災害現場等において活用される災害対応ロボットに、研究開発の成果が活用されることが可能になる。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

○ 被災地において情報通信手段が確保されることにより、被災自治体等における行政機能の維持や住民の情報入手・提供手段の確保を可能とする。

○ 情報通信基盤の早期復旧や整備を図り、住みやすい環境を整備することにより、防災をはじめとするブロードバンドを活用した様々な公的アプリケーションの提供や放送の受信環境の整備等が実現され、被災地域の復旧・復興の促進及び被災者の暮らしの再生につながる。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

○ 災害の発生のため広範囲にわたって、長時間停電した場合における通信手段等の安定的な提供が可能となる災害対策用移動電源車を貸し出すことにより、地方公共団体等の自主的な応急復旧の補完・支援が可能となる。

○ 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重

層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。

- 災害時の通信の輻輳を軽減する技術、通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術等の活用により、災害時の情報伝達の基盤となる情報通信ネットワークの耐災害性の強化を実現する。また、東北地方に整備した研究開発拠点における産学官連携の研究開発の推進により、これらと被災地域の大学等の知見や産業集積面での強みを最大限に活用し、新たな研究開発イノベーション拠点の形成を実現し、当該拠点から研究開発成果等を国内外に積極的に情報発信する。

「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」

(情報通信技術の利活用促進について)

- ・自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等 34 百万円

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- ・情報通信基盤災害復旧事業費補助金 215 百万円【復興特会】
- ・被災地域情報化推進事業(復興街づくりICT基盤整備事業)

3,662 百万円の内数【復興特会】

- ・無線システム普及新事業費等補助金(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) 19,123 百万円の内数

※被り有り

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- ・防災情報通信基盤構築事業 2,991 百万円【24 年度補正予算繰越】
- ・地域公共ネットワーク等強靱化事業 12,005 百万円【24 年度補正予算繰越】
- ・情報通信研究機構運営費交付金 28,071 百万円の内数【26 年度予算】

被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や内外への正確な情報発信の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv) ※海外への情報発信強化については5(4)③(i)にも再掲	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について) ○財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」を、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録(平成 18 年)し、地方公共団体に無償で提供。東日本大震災後、被災者支援システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施。また、23 年度第 1 次補正予算で創設された「市町村行政機能応急復旧補助金」により、庁舎が津波で壊滅したり原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、被災者支援システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを整備する自治体に対して、その取組を支援。 ○平成 23 年度に、被災自治体からの要望等を踏まえ、被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保に係る取組を支援する補助金を創設。平成 25 年度までに、19 事業に対して交付決定。 (内外への正確な情報発信) 「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同製作番組を15本製作し、アジア諸国で放送を実施。 また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。 ①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。 ②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同製作し、海外での放送を実施。		
当面(今年度中)の取組み		

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について) ○関係省庁とも連携しながら、被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。 ○地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立及び避難地域での住民同士のコミュニケーションの円滑化のため、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を正確・迅速に提供するための情報通信環境を構築する自治体に対して、その取組を支援する。
中・長期的(3年程度)取組み
(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について) 被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。
期待される効果・達成すべき目標
(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について) ○被災者の支援のためのシステムを活用することで、災害発生時の被災者証明の発行や仮設住宅の管理等、地方公共団体における被災者に対する生活支援業務が円滑化。 ○地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を、地域内の住民及び仮設住宅や遠隔地に避難している住民に対して正確かつ迅速に提供することで、地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立や地元地域の活性化に寄与するとともに、住民の地域外へのさらなる避難を抑制する。 (内外への正確な情報発信) 日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」
(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について) ・被災地域情報化推進事業(ICT 地域のきずな再生・強化事業)
3,662 百万円の内数【復興特会】

災害時にも通信手段の確保を可能とする通信衛星		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に <u>情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組みを行う。</u> また、被災した郵便局の復旧を進めるとともに、郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保する。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災時には、地上通信網が被災し、発災直後の通信途絶による避難・救助等の遅延、被災下でのインターネット接続環境の喪失等が発生した。被災地からの要望により、技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」(ETS-Ⅷ)と超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による岩手県及び宮城県の自治体への衛星通信回線の提供を行い、インターネット接続による住民による安否情報確認、自治体派遣の医療チームや海上保安庁による関係者との情報共有や地図情報確認、IP 電話による情報共有、ハイビジョンテレビ会議による情報共有に活用された。災害に強い情報通信ネットワークの構築のためには、これらの衛星通信技術をさらに発展させ、活用していくことが必要である。平成 23 年度においては、「きずな」、「きく8号」の実証実験を推進。平成 24 年度においては、「きずな」を用いて、地方自治体や日本医師会等と連携して、大規模災害時を想定した情報共有等の実証実験を実施。また、「きく8号」を用いて、他の研究機関と連携して、津波ブイからの伝送等の防災に関する実証実験を実施。平成 25 年度においては、「きずな」を用いて、地方自治体や日本医師会等と連携した実証実験を継続するとともに、災害時に衛星通信用の可搬局を現場にヘリコプターで輸送するための準備を実施。また、「きく8号」を用いて、他の研究機関と連携して、津波ブイからの伝送等の防災に関する実証実験を継続。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 災害に強い情報通信ネットワークの構築の実現を目指し、「きく8号」や「きずな」で実証された衛星通信技術及びその利用成果を発展させる次世代情報通信衛星に関する技術検討を行う。また、「きずな」、「きく8号」を用いた防災に関する実証実験を平成 25 年度に引き続き実施。		

中・長期的(3 年程度)取組み
○ 携帯電話での衛星通信を可能とする技術の開発、被災地に通信能力を集中し、小型・省電力の地上装置により直ちにインターネット接続環境を確保できる技術の開発等により、災害により地上通信網に被害が出た状況でも、安定して災害情報伝達及び連絡を可能とし、必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築できるシステムを目指して、次世代情報通信衛星の技術検証を推進。
期待される効果・達成すべき目標
○ 次世代情報通信衛星の技術検証により、以下のような成果が期待。 ・現状の衛星携帯電話は専用端末を配備しておく必要があるが、本技術開発により衛星の能力を向上することで、災害発生時等に被災地等において携帯電話による緊急情報(余震情報、津波情報、避難経路等)伝達や、メール等による双方向通信を可能とする。 ・現状の通信衛星は通信能力を変更できないため、災害発生時でも平時と同じ固定的な通信能力の中で通信を行うことになるが、本技術により特定地域へ通信能力を集中することを可能とすることで、災害発生時の被災地等において安否確認や復興に必要なより多くの情報をタイムリーに提供できるようにする。 ・東日本大震災で多くの地上局が使用不可となったが、これに代替する現状の衛星通信用の可搬局は、質量が比較的大きく持ち運びが容易ではない、設置や運用に複数の専門スタッフで対応する必要がある、動作に必要な電力確保に大型の発電機が必要であるなどの課題が残った。本研究開発により、輸送性・可搬性に優れた、自動車電源(シガーソケット)でも利用可能な小型・簡易・省電力の衛星端末でのブロードバンド通信を実現することで、災害発生時の被災地等において必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築することができる。
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」
・技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」(ETS-Ⅷ) 平成 26 年度当初予算:112 百万円 ・超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS) 平成 26 年度当初予算:628 百万円 ・次世代情報通信衛星の技術検証 平成 26 年度当初予算:43 百万円 ※独立行政法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の一部

災害を想定したサプライチェーン対策				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(4)	(3)		
項	(5)	(9)		作成年月
目	(x ii)	(ii)		平成 26 年 4 月
これまでの取組み				
○ 大震災等の災害発生時にも食料供給に不安が生じないよう、BCP の策定を継続して推進。 ○ 食品産業事業者間の連携を促進するための指針の作成等。 ○ 食品産業事業者間の緊急時における取り決めや協定を確実にするための訓練や演習のマニュアルの作成。 ○ 東北地域で災害時においても円滑な食料供給を可能とする災害時にも機能する物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の開催に対する支援を実施。 (23 年度:協議会を2回開催) ○ 被災地に対する他地域からのバックアップ体制のあり方等、災害時にも機能する食品のサプライチェーンの構築に向けた検討に対する支援を実施。 (24 年度:協議会を4回開催、意見交換会を1回開催) ○ 食品関連事業者等の共同・連携による、被災地(岩手県、宮城県、福島県)における物流拠点の新設・増改築を支援。 ○ 首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害時にも機能する食品サプライチェーンの構築や実証を実施する取り組みに対し支援を実施。 (25 年度:会議を3回開催、実証を3地区で実施)				
当面(今年度中)の取組み				
○ 事業継続計画等の優良事例を関係者へ周知・普及することにより、地域レベルでの緊急時に備えた食料の安定供給の確保に資する取組の定着・強化を図る。 ○ 上記マニュアルも踏まえつつ、首都直下地震及び南海トラフ地震の発災時においても円滑な食料供給が可能となるよう、食品産業事業者等の連携・協力体制の構築やそのための覚書や協定等の締結を推進するとともに、これらに基づく実証を実施。				
中・長期的(3 年程度)取組み				
○ 災害時にも機能する食品のサプライチェーンの構築の実証・普及。 ○ 食品産業事業者が主体的に緊急事態に取り組むための環境づくりを検討。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 事業継続計画の策定又は見直しの検討、あるいは食品産業事業者間の連携についての取決めの締結又は検討を行った事業者数の増加。 ○ 災害時にも円滑な食品のサプライチェーンを維持するための食品産業事業者間の覚書や協定等の締結数の増加。				

平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況
災害に強い食品サプライチェーン構築事業（25 百万円）（平成 26 年度予算） 緊急時に備えた食料の安定供給対策推進事業（13 百万円）（平成 26 年度予算）

生活支援円滑化事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv) <u>被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保</u> や、 <u>被災者の生活支援を円滑化するための取組みを促進する</u> 。また、復興の進捗状況などのインターネットでの公開や、 <u>利用しやすい形での政府保有データの提供</u> 、内外に向けた正確な情報発信等を進める。	平成 26 年 5 月
これまでの取組み		
各府省・自治体がそれぞれ被災者に提供していた復興支援制度情報のデータを標準化し、組織の壁を越えてワンストップで制度検索等を行えるようにした。平成25年度に復興庁に移管済み。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
—		

被災地域における公共交通の確保・維持		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり (3) 地域経済活動の再生	
項	(1)①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり (3)⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(1)①(ii) (3)⑨(ii)(イ)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災の被災地域における生活交通を支えるため、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、被災地域におけるバス交通の確保・維持の取組について、輸送量等に係る補助要件の緩和などの特例措置を講じることにより支援。 ○ 平成25年度においては、被災地域の幹線バス交通については被災3県の9事業者に対して、被災地域の市町村における生活交通については32市町村に対して、着実な支援を実施。 ○ 特に、被災地域の市町村における生活交通の確保・維持に係る特例措置については、25年度末が期限となっていたが、被災地の復旧・復興状況を勘案し、地域の実情に応じたよりきめ細やかな対応が図られるよう、補助上限額を見直しつつ、特例措置を2年間延長。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、被災地域における生活交通の適切な確保・維持を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 被災地域における復興の進捗やまちづくりに対応した生活交通の確保・維持について、本事業の特例措置を活用しつつ支援を行う。 ※特例措置の期間は、27年度まで。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地域における県、市町村又は協議会により計画された生活交通バス路線の維持率…平成 23 年度～27 年度 : 100%		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
・地域公共交通確保維持改善事業 2,494 百万円【復興特会】(26年度予算)		

災害に強い物流システムの構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii) (二)～(へ)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日)」において、「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が掲げられたことを踏まえ、平成 23 年 9 月以降、3 回にわたって有識者、物流事業者・団体からなるアドバイザリー会議を開催し、支援物資物流に係る課題について整理・分析し、同年 12 月 2 日に支援物資物流システムの基本的な考え方について報告書を取りまとめ公表した。また、同年 12 月より、首都直下、東海、東南海、南海地震の被害が想定される 4 ブロック（関東、東海、近畿、中四国・九州）において、学識経験者、関係自治体、物流事業者等で構成される「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、支援物資の広域的な受入拠点（広域物資拠点）としての活用を想定する民間物流施設（民間物資拠点）を 395 箇所リストアップするとともに、官民の協力協定の締結・拡充の促進等の取組を実施した。 ○ 平成 24 年度は、東北地域において、新たに「東北地域における災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を立ち上げ、震災時に支援物資物流に直接に携わった関係者の経験を基にして全国に展開すべき知見を整理した。また、平成 23 年度から取組を進めている上記 4 ブロックに対応する地域では、引き続き協議会を開催し、各地域で想定される大規模な災害の被害想定を基にして、支援物資物流に関するシステムの検証等を実施した。さらに、全国で民間物資拠点を新たに 539 箇所（延べ 934 箇所）リストアップする等の取組を進めた。 ○ 平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度において、民間物資拠点を対象にした非常用電源設備、非常用通信設備の導入支援を実施した。 ○ 平成 25 年度においては、地方ブロック協議会や支援物資物流についてより現場レベルで検討することを目的とした関係機関の担当者等による「作業部会、連絡会」等を都道府県単位で開催し、災害に強い物流システムに関する取組を推進してきた。具体的には、支援物資に関する広域物資拠点の選定・開設・運営に関して、事前に準備しておくべきことや、災害時における都道府県や物流事業者団体等の関係機関のオペレーションについての流れを整理した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を作成・公表した。また、南海トラフ巨大地震により広範囲に渡る被害が発生し、十分な支援物資の集積拠点の設置が困難になった事態を想定し、ブロックを越えた後方支援による円滑な支援物資輸送を行うための広域的な訓練を実施した。さらに、地方自治体及び物流事業者の担当職員等を対象に、円滑な支援物資物流を確保するために必要となる専門知識を習得することを目的とした「災害物流研修」を実施した。加えて、平成 23 年度より実施している民間物資拠点を新たにリストアップする等の取組を進めた（延べ 1,169 箇所）。		
当面(今年度中)の取組み		

○全国レベルでの取組 ・荷主と物流事業者との協力体制構築を促進 ○各地域レベルでの取組 ・多様な輸送モードを活用した円滑な支援物資輸送を確保するための協議会を設置 ・民間物資拠点のリストアップの拡充、官民の協力協定の締結促進
中・長期的(3年程度)取組み
○引き続き協議会等による検討を継続するとともに、官民の協力協定の締結・充実の促進等により、円滑な支援物資物流の確保に向けた取組を行う。
期待される効果・達成すべき目標
○官民の協力協定の締結・充実の促進や、支援物資物流の「基本的な考え方」等の地方自治体、物流事業者への普及等を通して円滑な支援物資物流を確保する。
平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況
・災害に強い物流システム構築事業：140百万円【一般会計】(平成25年度補正) ・災害に強い物流システム構築事業：20百万円【一般会計】(平成26年度)

外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティックスの構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(へ)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 外国の外航海運企業による京浜港の抜港状況等について調査を実施。 ○ 諸外国による航行制限等について調査し、国際機関等とも連携をとり、正確な情報提供を実施。 ○ 日本の外航海運企業等に対し、東日本大震災、福島原発事故が外航海運に与えた影響や今後の課題等について調査を実施。 ○ 日本に寄港する外国の外航海運企業に対して、上記同様、東日本大震災、福島原発事故が外航海運に与えた影響や今後の課題等について調査を実施。 ○ 今回の震災対応において先駆的な取組みを実施した若しくは実施しようとした外航海運企業等に対し詳細なヒアリングを実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き外航海運企業等に対し詳細なヒアリングを実施し、収集・整理した情報を類型化し、類似災害に備えた対応の基本的考え方を整理。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 上記取組みを包括し、経済安全保障の観点から外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティックスを構築。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 類似の大規模災害が発生した際の安定的な国際海上輸送の確保。		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
—		